

会議録

会議の名称	令和6年度第2回 西東京市保健福祉審議会
開催日時	令和6年12月25日（水） 19：00～21：00
開催場所	西東京市役所田無第二庁舎4階会議室
出席者	熊田委員、篠宮委員、山下委員、三輪委員、三上委員、綿委員
議題	諮問事項 「地域生活支援事業のあり方について」
会議資料の 名称	次第 第1回審議会の会議録（案） 資料1 地域生活支援事業の見直しの概要 資料2 地域生活支援事業サービス内容の見直し及び加算項目の設定等について 資料3 地域生活支援事業における報酬単価・利用者負担の見直しについて 資料4 令和5年度 利用者負担の状況 参考資料 地域生活支援事業の見直しについて 報告資料 ひきこもり支援の推進について
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
■開会 定足数を満たしているため、会議成立。傍聴希望なし。 ■次第2 第1回審議会の会議録（案）の確認 修正点なし。 ■次第3 議題 諮問事項 「地域生活支援事業のあり方について」 事務局から、資料を基に説明。 【質疑応答】 ○A委員 移動支援事業の身体介護適用条件の見直しについて、これまでは排泄介助だけが求められていたが、新しい要件では対象が狭くなったように思われる。今まで移動支援を利用できた人が利用できなくなることはないか。 ○事務局 これまでは排泄介助が必要な方のみが対象だったが、今後は食事、移動、移乗に全面的介助が必要な方も対象となるため、利用できなくなることはない。 ○B委員 ① 移動支援事業の新しい要件では、食事・移動・移乗・排泄のうち全面的介助が3つ以上	

必要となっているので、一部介助の人は対象外と読めてしまう。「全面的介助」という言葉が気になる。新しい要件の方が厳しくなっている印象がある。影響がなければよいが、確認してほしい。

- ② 移動支援事業でグループ支援を導入する理由として、事業所が足りない背景がある。このような現状で単価を下げると、移動支援事業に参入する事業所がさらに減ってしまう。グループ支援で複数の利用者の介助をするので、仕事が増えるにもかかわらず、単価が下がってしまうと、手を挙げる事業所が減ってしまうリスクがある。サービス提供の合理化のため、単価を下げることはやむを得ないが、減算率を事業所が参入できる範囲に留めて、バランスを図る必要がある。減算率の設定はとても難しい。
- ③ 日中一時支援事業における併給制限について、施設入所支援、共同生活援助等を優先利用すると記載されているが、これはもともと併給利用できないのでは。日中一時支援事業は在宅の人を対象としているので、施設やグループホームに入っている人は、そもそも対象外。
- ④ 日中一時支援事業で新しく設定される加算のうち、「個別支援加算」の名称が分かりにくい。内容的には重度加算の意味なので、「重度個別加算」に変更するなどネーミングを検討してほしい。
- ⑤ 移動支援事業で新しく設定される加算のうち、早朝・夜間加算は良い提案だと思う。通学時の支援をイメージしていると思うが、朝の時間帯は6時から9時までで十分網羅されているものの、夕方は16時頃から対象にならないと、学校からの帰宅時に支援できない。ただし夕方は、事業所がヘルパーを一番集めづらい時間帯なので、どのような制度設計にすればヘルパーを集められるかが課題。逆に夜遅ければ遅いほど、ヘルパーは確保しやすい。制度を作っても参入する事業所がない、というリスクを回避したい。

○事務局

- ①について、具体的には、個々人の状態を確認しないと判断できない。要件を変更することによる影響は確認する。
- ②について、状況を確認しながら、丁寧に制度設計をしていきたい。
- ③について、実際にはご指摘のとおり併給利用している人はいなかったが、明文化していなかったため、今回明記することとした。
- ④について、加算の名称は検討し、適切なものとした。
- ⑤について、加算の対象とする時間帯等について、改めて確認する。

○B委員

利用者の利益を図りつつ、事業所の継続的運営を可能にするために、バランスのとれた見直しをすることが大切。第一義的には利用者のサービス向上だが、事業所が参入しないと、それも実現しない。そのため、事業所が参入しやすい働きかけが必要となる。現在、障害福祉の分野では事業所の撤退が始まっており、難しい状況にある。近隣区では大きな事業所が閉鎖して、これまでの利用者が行き先を失っている。自治体の職員が必死になって次

の行き先を探しているが、見つかっていない。事業所がある程度運営を維持できないと、結果的に利用者が困る状態になる。そういった意味でも、今回のような報酬単価の見直しは有効だと思う。

○C委員

大学生でも障害福祉分野に関心のある人はいるが、仕事にする場合、給与や安定性も考えるため、単価の見直しは影響力がある。福祉に携わりたいという気持ちだけに頼ってやっていくのは難しい。地域生活支援事業は自治体ごとに制度設計できるので、魅力を感じてもらえるような内容にしていきたい。

○B委員

今回の見直しは、魅力のある提案になっていると思う。

○D委員

- ⑥ 報酬単価については、長い間見直しされていなかったことが分かった。地域生活支援事業も、自立支援給付と同様に3年ごとに見直すという提案だが、今回の審議会を通せば、今後の見直しのスパンや報酬単価の上昇率も決定されるのか。ここで決めたことを機械的にやっていくのか、それとも他の方法をとるのか。時期的には、どのようなタイミングで見直していくのか。
- ⑦ 報酬単価を提案のとおり改定した場合、比較的小規模な事業所でもやっていけるのか。介護保険の分野では、国が事業所の大規模化を図り、単価を上げないよう圧力を強めている。障害福祉の分野ではどうなのか。

○事務局

- ⑥について、見直しのタイミングは、国の報酬改定の時期と合わせる。報酬改定時に国から改定率が示されるため、地域生活支援事業の改定率も、それに連動させたい。
- ⑦について、事業所の規模に関しては、今回の見直しの際には議論していないが、規模に関わらず提供できるよう進めていきたい。

○E委員

サービスの対象者の状態像がよくわからない。対象要件が分かりにくい文言で表現されているため、本当に要件が緩和されたのか分からない。

○C委員

今回の審議内容は、初めから、分かりにくい、複雑で難しい、という印象。要件緩和と言いつつも、緩和しているように見えない。

○E委員

サービスがあっても、サービスを提供する人がいないため、利用できない現状がある。加算がつけば、担い手が増えていく見込みはあるか。

○B委員

世の中全体が人手不足で、他の業界との取り合いも起きている。国は事業所の大規模化を目指し、効率化を図っていく方針。ただし、強度行動障害の方や医療的ケアが必要な方には個別対応が求められるため、大規模化はできない。また、若い保護者は就労意欲が強いいため、今回の見直しはそのニーズにも合っている。国の自立支援給付のひとつである生活介護事業で長時間預かったり、地域生活支援事業の日中一時支援事業で補足するという形をとっているが、できることとできないことがある。小さい事業所がどんどん閉鎖してしまうため、加算などの手当てをつけて助けていく。小さい事業所はフットワークが軽く、臨機応変に対応できるなど、大きな事業所とは違った利点もある。

○C委員

今回の見直しによって、利用者、事業所ともに、誰にとっても良かったと思えるような状況を担保したい。要件を緩和しているのに、誤解されて事業所撤退につながってしまっは本末転倒。要件を緩和していることが伝わるよう、表現方法を検討してほしい。また、報酬についても据え置きではなく、物価上昇や国の報酬改定に合わせて、見直していければよいと思う。

○F委員

入浴サービスについて、施設でも入浴できるのか。また、訪問入浴サービスの提供は足りているのか。

○B委員

介護保険のデイサービスとは異なり、障害福祉の通所施設では日中活動が中心で、入浴はしないので、自宅に戻ってから入浴する。ただし、重症心身障害児・者であれば、通所先で入浴する場合もある。

○事務局

入浴の支援については、自立支援給付による訪問介護や施設利用における入浴サービスのほかに、地域生活支援事業の訪問入浴サービスがある。今回の見直しで訪問入浴は、対象年齢の撤廃及び利用上限の拡大により要件を緩和しており、サービスの提供量も増えると思われる。

○C委員

細かいところは修正いただくとして、概ねこれまでの方向性でよいか。

○委員一同

了承

○事務局

本日欠席の長尾委員から意見をいただいたので、紹介する。

今回の審議内容についてほとんど知識を持ち合わせておらず、根拠のある判断がなかなかできない状態である。ただ、提案された内容に予算を使うことだけが正しいのかを疑う余地があってもいいのではないかとと思っている。なぜなら予算があり需要があっても、そのニーズに応える人材がいらないからである。そういった人材の育成や確保についての戦略を立案し、予算化していくことが、結果的に利用者のためになるのではないか。例えば学校で保健師を探していた時、同じ仕事であれば賃金の高い区部に皆行ってしまい、人探しに大変苦労した経験がある。保健や福祉に従事されている方が西東京市で働きたくなるような仕組みを作っていくことこそが、大切なのではないか。

○B委員

多くの市町村で、人材育成が課題になっている。学校を運営したり、研修で人材を発掘して事業所へ送り込む、研修制度を作り予算を計上する、グループホームに勤める看護師のための予算を計上する、施設に看護師を配置する際の加算を設定するなど、各自治体で様々な取組みを行っている。

○C委員

マンパワーを確保していくことが重要。マクロ的視点に立ち、人材確保の方法等も含めて見直しを進めていきたい。この点は、答申の中にも書き込んでほしい。

■次第4 その他

ひきこもり支援の推進について、資料を基に事務局から報告。第5期地域福祉計画におけるひきこもり支援の位置づけ、国におけるひきこもり支援、当市におけるひきこもり支援（これまでの実績及び令和7年度の取組方針等）について説明。

○F委員

不登校もひきこもりだと思うが、不登校についての相談は受けているか。

○事務局

ひきこもり支援事業は中学3年生以上であることもあり、教育部門を通じて相談が入った事例はある。今後も連携しながら支援したい。

○E委員

社会的ひきこもりが広く認知されたのは20年前。この間、有効な解決策がないため、ひき

こもりの人が増えている。認知症の親より、同居しているひきこもりの子供の方が問題というケースがある。ひきこもり支援について、どれだけ実効性のあることができているのか。ひきこもりの人は相談に行けないので、相談に来なさいと構えていても、来ない。今までと同じことをしていてもダメ。８０５０問題が９０６０問題に移行してきている。ひきこもりの人は働いていないので無年金。両親が死んだらどうになってしまうのか。間近に迫っている状況なので、ぜひ頑張ってください。複合的に、みんなが一緒になって解決する場が市の中にできていかないといけない。社会的な問題として解決していく気構えが必要だと思う。

○Ｃ委員

複合的な支援という意味では、重層的支援体制整備事業を進めており、地域福祉計画の肝となっている。しかし、制度のデザインはできているが、実効性があるかは別問題。ひきこもっていて外に出てこられない人に対して、アウトリーチなどを含めてどのようにサポートしていくか、他部署との連携も含めて検討が必要。

○Ｂ委員

まずアウトリーチにより引き出していくことが大切。一言で８０５０問題といっても、いろいろなタイプがある。９０６０になると親が亡くなり、身寄りのないひきこもりの高齢者をどうするかが問題となる。子供がいいために、子供に面倒を見てもらうこともできない。障害福祉の分野では以前からこの課題があり、支援の際に「親亡き後」という言葉がよく使われているが、親が亡くなる前に取り組むことが大切と認識している。今タイムリーな施策を行わないと、身寄りのないひきこもりの高齢者ばかりになってしまう。

○Ｄ委員

養護老人ホームには、ひきこもりで生活が破綻して入所する方も多いが、その中には軽度の知的障害があると思われる方も多い。ひきこもりの要因はいろいろあると思うが、お金があっても計画的に使えず、生活保護を受けながら入所するケースもある。「ひきこもり地域支援センター」という名称は、かなり直接的な表現だが、この表現でうまくいくのか。また、ひきこもりの人が攻撃的になることがあり、地域包括支援センターでは対応できず、警察の支援が必要となることもある。ネットワークづくりにおいては、そのあたりも踏まえて対応してほしい。

○Ａ委員

ひきこもりについて、正しい理解を共有していくことが大切。ひきこもり当事者が立ち直って、支援する側に回っていることもあり、ゴールは一律ではない。ステレオタイプに決めつけられない方がよい。また、アウトリーチは大切であるが、無理強いしてはいけない。無理やり部屋から引きずり出すような支援団体もあるので、注意が必要。それぞれの事情があってひきこもっており、個別の状況に応じた支援が必要。ひきこもりの裾野は広く、支

援は簡単ではないが、まずは、正しい理解を広めていただきたい。

○C委員

センターをどのように運営するのか。委託なのか、居場所づくりやアウトリーチは誰がやるのか。すべて市の直轄で行うのは現実的ではないので、検討が必要。

■事務連絡

○事務局

今回は1月22日（水）の開催。本日の内容を踏まえ、答申案を作成し、ご提示する。

■閉会